

令和7年3月25日

各位

見附市役所 総務課

下水補委第9号「西部汚水幹線424ほか 管内潜行目視調査業務 委託」
に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	<p>管内潜行目視調査工について質問します。</p> <p>近年、管内に潜行して行う作業の安全性が改めて問題視されておる所です。管内における硫化水素による重大災害の事例等もあり、専門業者も管内潜行目視については原則行わないという認識を示しておる事を聞いております。</p> <p>調査方法について、潜行目視ではなく、例えばカメラによる調査等管内に作業員が立ち入らない調査方法での設計変更は可能でしょうか？</p> <p>ご見解をご教示お願いいたします。</p>	<p>委託業務仕様総括表に記載のとおり、本業務における潜行目視調査工の作業条件は「社団法人 日本下水道協会 「下水道維持管理指針」実務編 2014年版」を元に積算しており、換気工などを計上し、安全に配慮されたものであると認識しています。</p> <p>現場照査により、当業務で想定している作業条件と異なる場合は監督員と協議を行ってください。</p>

見附市役所 総務課管財係

TEL : 0258-62-1700

FAX : 0258-63-1006